

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 5月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器冷却ポンプ（A）メカニカルシール水用サイクロンセパレータのネジ込み部において、漏えいが認められたため、当該部を修理	D	
2	1号機	原子炉格納容器漏えい率試験用温度計の事前点検において、絶縁抵抗値低下（2台）が認められたため、当該温度計を交換	D	
3	1号機	タービン湿分離器ドレンタンク（C）水位調節弁の点検時、制御用空気減圧弁のベント孔部よりエアリークが認められたため、当該弁を修理	D	
4	1号機	タービン軸受メタル温度検出器の調達において、計器仕様表の改訂忘れによる調達品の仕様相違（実機との感温部長さ）が認められたため、対応検討	C	
5	1号機	原子炉建屋（4階）東側通路ドレンファンネルのワイパー部において、工具の接触によるアクリル板の破損が認められたため、当該アクリル板を交換	D	
6	1号機	原子炉再循環装置M・Gセット室局所空調機の点検において、電動機側プーリーに割れが認められたため、当該プーリーを交換	D	
7	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（26-03）アキュムレータの圧力スイッチ接続部において、リーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット点検後の弁開閉状況確認時、点検後終了時「閉」操作されるべきユニットベント弁が開状態のままであることが認められたため、対応検討	C	
9	1号機	一般弁点検作業後における汚染確認において、退出モニタにて作業員（1名）の右手に汚染警報発生（4Bq/cm ² 超え）が認められたため、当該部位を除染及び対応検討	C	
10	1号機	主低圧タービン（B）動翼修理において、タイヤワイヤ抜き後の浸透探傷検査の結果、動翼タイヤ穴部（4箇所）に指示模様が認められたため、当該部を修理及び対応検討	B	
11	1号機	取水路スクリーン洗浄装置サイクロンセパレータ（A・B系）のオートベント弁において、シートパス（A系：1滴/10秒、B系：鉛筆1本）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	2号機	復水前置ろ過器（A）出口サンプリング装置流量積算計において、積算不良（サンプリング中カウントなし）が認められたため、当該積算計を点検・修理	D	
13	2号機	復水前置ろ過器（A）出口サンプリング装置フィルタ入口弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	2号機	プロセス計算機定例点検時、コントローラ電源装置用補助筐体（1及び2）内冷却ファンに異音及び停止が認められたため、当該冷却ファンを交換	D	
15	3号機	活性炭ホールドアップ建屋の機器ファンネル（HE-301）において、使用されていない接続配管の閉止栓未施工が認められたため、当該配管を閉止処理	D	
16	集中環境施設	スチームドレンサンプルタンク（A）廃液放出時の化学管理システム入力において、放出前確認（確定ボタン入力）の未入力が認められたため、放出記録への放出前確認日時の追加記述及び対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	集中環境施設	雑固体焼却炉（B）一酸化炭素及び酸素分析装置において、自動校正エラーの発生が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
18	集中環境施設	ペレット等固化設備のスラリー固化設備において、洗浄水タンクレベル計の制御不良（ハンチング）により規定量スラリー移送に支障が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
19	集中環境施設	ペレット固化設備混練機の日常点検において、内部に混練物の堆積が認められたため、当該装置を点検・清掃	D	
20	その他	海生物焼却設備の脱臭炉下部において、ダストの蓄積が認められたため、当該部を点検・清掃	D	
21	その他	海生物焼却設備灰移送コンベア（No. 1）の下曲部において、中板の摩耗による外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで